

## 規制改革会議 御中

2008年8月6日  
株式会社クレディセゾン  
代表取締役社長 林野 宏

## 「弱者保護の大義名分による不況要因」－ 1. 2兆円減収の主要因と思われる

## I. 規制不況

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 建築基準法   | ①再申請による期間利益損失<br>②審査体制未整備－建設業・不動産業の経営不振  |
| (2) 金融商品取引法 | ①実態無視の説明や書面交付<br>②投資家の情報量、体力等を考慮しない一律規制  |
| (3) 派遣法     | ①派遣可能業種の制限と派遣契約打切り規制<br>②安易な日雇い労働派遣禁止  |
| (4) 割賦販売法   | ①悪徳業者規制のはずが全体的な規制になりかねない<br>②日常・健全な利用を阻害する支払可能額規制<br>③クレジット利用者の過剰保護  |
| (5) 貸金業法    | ①上限金利固定性<br>②過払金利の遡及・・・過去の立法否定<br>③総量規制(年収の1/3)<br>④過剰な情報取得義務・・・運転免許番号登録前の貸付禁止<br>⑤過剰、無理・無駄な書面交付義務・・・借り手も迷惑<br>⑥貸金業者・日専連等2/3は倒産・廃業の可能性 |
| (6) J-SOX   | ①不明確な達成水準・・・当局のスタンスも不安定<br>②過大な監査費用等の負担・・・収益力の圧迫<br>③形式的な規制による当局の責任逃れ  |
| (7) 風俗営業法   | ①4号機・5号機問題<br>②遊技場経営1/3は倒産・廃業の可能性  |

## II. 個別規制内容の疑問

- (1) タバコ・カード(Taspo)の必要性
- (2) タクシー初乗り料金(都区部)710円の怪
- (3) タクシー参入規制(年金受給者運転手の勤務時間)
- (4) 銀行窓口での本人も本人確認(原則10万円以上の送金)
- (5) 法人貸出し金利上限設定
- (6) 日雇い労働者派遣禁止
- (7) 金融庁による不動産業者への貸出指導

## III. 消費者庁新設に対する疑問

規制官庁は 弱者保護を大義名分に官僚の権限及び権域の拡大をして欲しくない。これは同時に消費者の過大な権利主張にもつながる。民主主義は国民の自立と自己責任が前提であるのに 国の過剰保護により主体性を欠くこととなる。また企業の過剰対応により無駄なコストが消費され 健全な経済発展を阻害する。

以上